

# 委員会紹介

## 第7回 非弁護士取締委員会

2007年度非弁護士取締委員会委員長 塚越 豊 (31期)



### 1 非弁護士取締委員会(非弁委員会)とは どんな委員会か

非弁委員会は弁護士法に違反する非弁行為案件の調査と取締りをする定員60名の委員会で、弁護士自治を側面から体現するために設置される重要な委員会である。市民や団体等から寄せられた情報を元に、非弁案件として担当委員が調査を始め、弁護士法に違反すると認められる場合には、委員会の決議により刑事告発、警告、勧告等の処分を決める。

### 2 最近の活動

数年前に債権管理組合形式で債権回収をしていた人物を弁護士法・サービサー法違反で告発し、追って起訴され有罪判決に至ったケースがあった。委員会としては社会的に警鐘をならす必要があり、捨て置けないと判断される案件については告発に至ることがあるが、数としては極めて少ない。むしろ警告をしたり、弁護士法違反の指摘をして問題となっている行動を止めさせることで案件を処理するケースが実はかなりの数に上る。検察官の起訴猶予のようなものである。しかし、長年処理されないまま滞留しているケースも多く、昨年度は滞留案件処理PTが設置され、2004(平成16)年以前の長期未処理案件35件中22件が、多くの委員の努力の下に処理された。

### 3 非弁委員会の悩み

行政書士が関与する案件や、債権回収業務を民法の組合形式で行う案件、NPO法人で法律相談業務を行う案件、不動産業者による法律事務取扱い案件、ネットで弁護士法違反の行為を宣伝する業者にかかる案件等が最近多発している。世の中の仕組みが大きく変化している現在にあっては、様々な非弁行為が該当案件が多く、規制緩和の風潮が弁護士法・弁護士の業務の領域にも押し寄せている感を捨てきれない。

いずれ弁護士法の規制は空洞化するのではないかと大いに心配されるところである。委員会にはこうした類の多数の案件がかかっているが、委員一同は社会の動きを敏感に見据えて、時代の要請に十分にこたえて臨機応変に対処する必要がある。そのために、本年度から、慎重な配慮が必要な案件、社会的影響が大きな案件については、特別チームを作り、その対応をしていくという工夫が始まった。

### 4 今後の課題

司法改革が叫ばれる中で様々な改革が目白押しの状況にある。こうした改革は我々の足下から固めて行かなければならない問題で、弁護士及び弁護士会が中心に担っていかなければ実現できない。こうした中、非弁委員会の存在意義は弁護士自治を側面から具現化するものであるが、その活動は遺憾ながら決して華々しいものではない。しかし、司法制度を利用しようとする人または市民の中に弁護士法違反の行為により被害が生じるような事態は司法改革にとっても大きなマイナスになるのであり、私どもは非弁委員会の存在意義を再度唱えて、弁護士自治の維持のためにさらに努力をしなければならないと考えている。今後の非弁委員会には時代を反映して、さらに悩ましい案件が登場するものと思われる。そうした中で多くの委員の方々が積極的に参加していただけることこそが委員会の将来の命運を決定づける最大の要素だと思う。

我こそはと思う方は、是非本委員会の門戸を力強く叩いていただきたいのです。委員会は心底そのような委員を待っているのです。

\*非弁護士取締委員会に関する問い合わせ先

全体委員会 毎月第3木曜日 午後1時～3時  
担当事務局 司法調査課 TEL.03-3581-2207